

第 202 回 神戸市環境影響評価審査会 会議録

日 時	令和 5 年 6 月 22 日 (木) 10:00~11:55
場 所	環境局 (三宮プラザ E A S T 地下 1 階)
議 題	(仮称)西神戸ゴルフ場を転活用した産業団地整備事業に係る環境影響評価書案に関する審議 (第 4 回)
出席者 26 名	◇審査会委員 : 11 名 藤原委員、市川委員、山下委員、花田委員、島委員、芥川委員 岡村委員、島田委員、丑丸委員、平井委員、宮川委員
	◇環境局職員 : 7 名 磯部副局長、中西環境保全課長 他事務員 5 名 ◇事業者 : 8 名 神戸市都市局内陸・臨海計画課 竹本課長 他 7 名
公開・ 非公開	部分公開

○開会

【 会 長 】 それでは、ただいまから、第 202 回神戸市環境影響評価審査会を開催いたします。

本日も、3 月から進めています (仮称) 西神戸ゴルフ場を転活用した産業団地整備事業に係る環境影響評価書案に関する審議の予定をしています。

事務局、よろしく願いいたします。

【環境保全課長】 それでは、本日の資料の確認をさせていただきます。

《 提出資料確認 》

なお本日は、このほかに (仮称) 西神戸ゴルフ場を転活用した産業団地整備事業環境影響評価書案に係る神戸市環境影響評価審査会答申書 (骨子案) という資料をご準備していますが、審査会意見形成に関する資料のため、本日の審議の後半で皆様方にお配りしたいと存じます。

不足等がございましたら、事務局までお申しつけください。

また、本日はマイクをご用意していますので、この後の質疑応答の中でご発言いただく際は、挙手いただければ職員がマイクをお持ちいたしますので、よ

ろしくお願いいたします。

事務局からは以上です。

- 【 会 長 】 今、事務局からありました、本日の審議の後半にて審議予定の審査会答申書骨子案ですが、審査会の意見形成に関しては、神戸市情報公開条例第10条第4号に定める審議・検討等情報として、本審査会運営規定第5条第1項第1号に該当するものため、審議は非公開で行いたいと思います。よろしいでしょうか。

《異議なし》

- 【 会 長 】 それでは、ご異議がないようですので、答申書骨子案の審議については非公開とさせていただきます。後ほど、骨子案の審議の際には、非公開とする旨を宣言いたします。

それでは、審議に入ります。前回に引き続き（仮称）西神戸ゴルフ場を転活用した産業団地整備事業環境影響評価書案の説明を行っていただきたいと思います。事業者の入室のお願いいたします。

《事業者入室》

- 【環境保全課長】 事業者の方をご紹介します。

神戸市都市局内陸・臨海計画課の竹本課長でございます。また本日、そのほか7名の方にご出席いただいています。

- 【 会 長 】 それでは、事業者から資料2のうち、第10章の5地形・地質、第10章の10景観、第10章11の文化環境、第10章12の廃棄物等についてのご説明をお願いいたします。

- 【 事業者 】

《資料2のうち「10章5 地形・地質、10章10 景観、10章11 文化環境、10章12 廃棄物等」について説明》

- 【 会 長 】 ただいまの事業者からの説明について、ご意見あるいはご質問があれば、いかがでしょうか。

- 【 委 員 】 何点か伺いたいところがあります。まず、盛土の最初の工事のところ。適切に盛土の工事を行う際、植生を十分に取り除いてから新しい土を盛ると思いますが、その辺りも明記され、正しく実行されるのでしょうか。

- 【 事業者 】 特記仕様書などに明記したうえで実施しようと考えています。

- 【 委 員 】 それに関連しますが、植生を取り除いてきれいにした状態で新しい土を盛り、土地が出来上がった後に、そこを再利用する際に、ここまでは既存の土地、ここからは新しい土を盛った土地、そのときの盛土の深さ等の情報は、後々、す

ぐ分かりやすくアクセスできるような状態で整理されるのでしょうか。なぜかという、「何か不具合が起こった。調べてみるともとの地盤と盛土の境界面でトラブルが発生していた」という案件に、時折遭遇するからです。情報が様々なところに散見されていて、盛土の記録にたどり着くまでかなり大変な場合があるのですが、その辺りはどのように整理がされるのでしょうか。

【事業者】 造成にあたっては、現在の状況に関する図面やその後の防災工事、切土、盛土を行っていく際の図面などの電子化を図り、データベース化することで、後々確認ができるように整理保存していこうと思っています。

【委員】 もう一点だけよろしいでしょうか。

元ゴルフ場ということで、谷には相当な数のゴルフボールが落ちていると考えられますが、どのような対応をされる予定でしょうか。

【事業者】 現地のゴルフボールの量は、今すぐには確認できませんが、産業廃棄物として処理させていただこうと思っています。

【委員】 分かりました、ありがとうございます。

【会長】 ほかにいかがでしょうか。

【委員】 景観のところで1点お聞きしたいのですが、建屋の高さ30mという既存の施設を考えて、モンタージュを作ったとありますが、この視点は、今後、進出事業者への仕様書に盛り込まれる項目なののでしょうか。つまり、建物の高さが30mに抑えられるという保証があるかどうか、ということをお聞きしたく思います。

【事業者】 高さまでは要請しませんが、環境保全措置に記載しているとおおり、施設の配置やデザインを際立ったものにしない等は、進出事業者に要請していこうと考えています。

【委員】 景観を考えたときに、高さは1つ大きな要素だと思っています。ですから、もし保証がなくて高い建物になってしまったときに、この評価が意味をなさなくなってしまうのではないかと思い、お聞きしました。何か、そのようなことを盛り込むお考えはありませんか。

【事業者】 前回は申し上げたように、例えば「敷地の道路側には植栽帯を設置してください」というような、団地全体の環境形成協定という形で、景観も含めて統一感のある団地を形成するための一定のルールは定めようと思っています。その中で、ご指摘いただいた高さについても、項目として考慮するか検討させていただきたいと思っています。

どのように制約するのがいいのか、我々として守らなければいけないことは何なのかを踏まえながら、色やデザイン等はやはりすぐ目につくところでもあるので、景観という形でのアセスメントをさせていただいて、その上で、どうしても一定の高さで縛る必要があるのか、求めていく必要があるのか、というところも全体を見ながら、その環境形成協定の中に必要なものは盛り込んでいきたいと考えています。

- 【委員】 よろしくお願いたします。
- 【会長】 今のご質問は、「フォトモンタージュを作成して景観に関する影響を検討していますが、そのときに建屋の高さを30mに設定したのはどういう根拠ですか」というご質問だと思ったのですが。高さ制限等は、どうなる予定なのか。
- 【事業者】 特に高さ制限は設けておりません。
- 【事業者】 建屋高さの根拠としては、事業実施区域の近隣に位置している、複合産業団地である神戸テクノロジスティックパークの既存建屋の高さを調べ、安全側として30mという高さを設定しました。
- 【会長】 建築法令等での高さ制限はないのでしょうか。
- 【事業者】 建築基準法上の高度地区の指定はないと認識しています。
- 【委員】 デザインや色、あるいはこの周りの植栽等は、近景で見た際に配慮します、というお答えなのですが、景観ということで、遠方からの眺望も大切になってきます。そのときに高さというのは、重要な要素だと思ったのでお聞きしたのですが、会長がご心配されたように、「ストレートにお答えしていただけなかった」というのが正直な感想です。今後、事業者が進出事業者への指導や仕様書等でお考えいただくといいと思います。
- 【会長】 ほか、いかがでしょうか。
- 【事業者】 先ほどのご質問に対してですが、近景だけではなく、遠景からの視点も踏まえて、検討させていただきたいと思います。
- 【委員】 よろしくお願いたします。
- 【委員】 文化環境のところ、仏谷洞窟というものがありますが「事業実施区域から約40m離れているため直接改変されない、周辺の樹林地も大部分が残されるから仏谷洞窟に影響はない」と予測されています。それはおっしゃるとおりですが、P10.11-3に、この洞窟の奥の滝では絶えず水が滴り落ちていると書かれています。ここの周辺では工事を行うので、この水の流れに対しての影響の有無を評価したうえで予測されているのかどうか、確認させていただきたいと思います。
- 【事業者】 仏谷洞窟に流れる水については、集水域を改変しないので影響はない、と考えています。
- 【委員】 定量的にそういうことが確かに言えるということであれば、それで結構かと思いますが、もし、こういった事例がそのほかの地域でもあり、そういうときにはこうだったというようなことがあるなら、ご紹介いただければ。
- 【事業者】 水量が今後どうなるか、ということ定量的に予測しているかどうかですが、文化環境の予測に際しては、水量の定量的な予測はしていません。
- 【委員】 この工事によってその水が止まったということになると、随分大きな変化になるかと思しますので、その点を心配しています。少しご検討いただければ

ば、と思います。

以上です。

【 事業者 】 仏谷洞窟ですが、この事業実施区域の水の流れとしましては、仏谷池から東側に流れるような形になっており、改変区域と仏谷洞窟の間にある尾根より東側の集水域は改変します。ただし、この仏谷洞窟が位置する西側については改変しませんので、問題はないと考えています。

【 会長 】 集水域は触らない、と。

【 事業者 】 改変区域と仏谷洞窟の間にある尾根の、東側にある集水域については、改変します。

【 会長 】 仏谷洞窟の位置する西側は、触らないのですね。

【 事業者 】 そのとおりです。その事業実施区域内の改変区域と仏谷洞窟の間には尾根があります。尾根の東側の事業実施区域は改変しますが、仏谷洞窟の位置する西側は触りませんので問題ないと考えています。

尾根を挟んで西側と東側に流れる水があり、東側に流れるところは改変してしまうので影響が出ます。それに対しては、防災調整池等を整備して、影響がないようにしますが、西側は改変しないので影響はない、という判断です。

【 事業者 】 補足ですが、P10. 11-2 の図面においてオレンジ色で示している仏谷洞窟は、谷部になっている場所にあります。この西側や南側からの水が、最終的には仏谷池に流れ着くという状況になっています。

今、事業区域で示している西側につきましては、全く触りません。仏谷洞窟において水が滴り落ちている、その水源については西側の全く改変しないエリアとなっていますので、今回は影響がないと判断させていただきました。

【 会長 】 ほか、いかがでしょうか。

【 委員 】 2点、教えていただきたいことがあります。一つめは、今の仏谷洞窟のところで、概要の3行目のところに、「残念なことに、周辺の開発により、現在は近づくことができない」と書いてありますが、これはどういう意味で近づけないのでしょうか。岩盤が落ちてくるから危険、というようなことがあるのでしょうか。

【 事業者 】 仏谷洞窟については、大きく西側から降りる通路がありますが、あまり利用もされていなかったため、荒れ果ててしまっています。倒木もあるような状況のため、今は入れないような措置をしています。綺麗に倒木等を外すことで見ることは可能にはなりますが、今はその予定がないということです。

【 委員 】 分かりました。開発によって徐々に緩んだために岩が落ちてくる等の理由ではないのですね。安心しました。

【 事業者 】 仏谷洞窟のあるこの山は、個人がお持ちの民地です。神戸市所有地であれば、すぐに手を入れることが可能ですが、もともと民間の土地の通路を地元側で皆さんが通行できるように整備されていたため、なかなか管理に手が回ら

ず、危険な状況になっているということで、入口を立入禁止としています。通路の問題ですので、仏谷洞窟自体は特に崩れそうになっているわけではございません。

【委員】 それなら安心しました。周辺の開発で、振動等によって崩れそうになっていた場合、さらに今回の事業による開発で危険な状態になるのではないかと思ったのですが、そのような理由でしたら大丈夫だと思います。

もう一つ、先ほど盛土のご質問があったので、併せて聞きたいのですが、P10.5-11の環境保全措置に「掘削土を盛土材として活用する場合には」と書いてあります。掘削土を盛土材として活用する予定はあるのでしょうか。

【事業者】 予定しています。

【委員】 分かりました。「場合には」でなくて、もう活用する予定なのでしょうか。

【事業者】 はい、使います。

【委員】 分かりました。では、先ほどの質問と回答にあったように、盛土の施工計画の中に、記録を残すことなどが適切に含まれるように、よろしく願いいたします。

以上です。

【会長】 ほか、いかがでしょうか。

私のほうから、先ほどの景観に関してですが、要するに、造成後の事業者の建屋等は見えます、と。見えるとはいえ、見えても景観上さほどの支障はないということですか。

【事業者】 景観上の予測では、「変化させる」としています。

変化がある中で、環境保全措置を実施して回避・低減に努めていきます。

【会長】 それはそうだと思いますが、回避・低減はするとして、景観上の支障はさほどないということですか。

【事業者】 「変化させる」としているもので、影響はあると認識しています。

その中で、環境保全措置を実施し、かつ事後調査も実施して対応していくというような形にしています。

【会長】 施設デザイン等は、先ほどのお話だと協定等を締結する予定ということでよろしかったですか。

【事業者】 そのとおりです。公募する段階、契約する時点での環境形成協定書を締結の上、担保しようと考えています。

【会長】 こういう場合、協定の内容はどのようなものになるのですか。参考までに教えてもらいたいのですが、それは、今後の検討になりますか。

【事業者】 今までの団地等でも、事前にその計画案を出していただいて、それをチェックするという形や、「その地域に合った色彩になるように」というような表現を書いて、実際に出していただいた色が地域に馴染むかどうか確認するという形でチェックをしています。そのため、今回についても、団地として相応しい

色彩や景観であるか、という点をチェックしていこうと思っています。

- 【 会 長 】 何かほかにございますか。よろしいでしょうか。  
それでは、次に資料2のうち、11章事後調査の実施に関する事項のご説明をお願いいたします。

【 事業者 】

《資料2のうち「11章 事後調査の実施に関する事項」について説明》

- 【 会 長 】 ただいまのご説明について、ご意見、ご質問等がございましたら、お願いします。

- 【 委 員 】 大気質の評価のときにも言いましたが、ここに関係がありそうな項目と事後調査をする理由を挙げられています。この事業に関しては、進出事業者が整備する施設も対象に予測していることから、予測条件の不確かさということがあります。そのため、ここの選定の理由の中に、予測条件が不確かなものについては、それを記載していただいたほうがよいです。

大気質のときにも、騒音・振動のときにも言いましたが、今日の景観の議論のところでも、高さ30mという点が、やはり仮に設定した値であり、予測条件に不確か要素が入っています。そのような視点でこの選定理由と各項目を見直していただいて、予測条件が不確かなもので行うものについては、その理由を記載していただきたいと思います。

- 【 事業者 】 承知しました。ご意見を踏まえて、評価書に記載する内容を検討させていただきます。

- 【 会 長 】 ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。  
それでは次に資料9の説明をお願いいたします。

【 事業者 】

《資料9について説明》

- 【 会 長 】 今の事業者回答について、ご意見、ご質問ございますか。いかがでしょうか。

委員からの意見①については、特にございませんか。

委員からの意見②については、本日ご欠席の委員よりご意見をいただいているようなので、事務局からお願いできますか。

- 【 事務局 】 委員からの意見②につきまして、ご欠席の委員からの意見を代読させていただきます。

「供用後の渋滞予測を含めて説明してほしいとしていましたが、工事中、問題の路線を工事用車両が通らないということはともかくとして、供用後の交通容量比は、1.0を下回っているとしか示されていません。しかし、現地視察の際も渋滞を散見しましたし、供用後は従業員や関係車両の通行があることを想定

すると、地域交通への影響はないと言い切れるのかが疑問です。渋滞低減方策をもっと考えていただく必要があるように思いました。」とのご意見をいただいています。

以上です。

【会長】 はい、その点はいかがでしょうか。

【事業者】 ご指摘いただいた中で、現状でも混んでいる点を懸念されている、との点は、現状で渋滞しているところではありますが、今回、工事に着手する時点と施設を供用する時点と比較しており、工事を行う時点での状況を、現況値として交通の渋滞予測等を行っています。

この事業とは別途、渋滞対策も進めますので、渋滞対策を行った前提で、今回、工事中の予測や施設供用後の予測を行っています。そのため、今の状況と今回のアセスメントの前提が少し異なるということをご説明させていただきます。

この回答の繰り返しになりますが、目安としての交通容量比1.0がクリアされているかどうかをチェックした結果、全ての予測地点において交通容量比1.0を下回っているということで、目安をクリアしているということを確認しています。とはいえ、我々としてもこれで満足し、これ以上何もしない、とは考えておりません。当然、工事車両については、一部走行ルートの変更等を実施します。進出事業者に対しても、運行管理、例えば、公共交通機関へのシフトのお願いや、集団で供用のバスを走らせていただく等のソフト面の対応も進めながら、対策を考えていきたいと思っています。

また、さらには、事後調査にて、施設供用後も、本当に渋滞問題が起きているのか、という点を検証しながら、そのような状況になっていた場合は、それに対するさらなる対策も検討していきたいと考えています。

【会長】 施設関係車両については、ソフト的な対策という話になるわけですか。

【事業者】 シミュレーション上は、交通容量比1.0を目安にしていますので、それはクリアしている状況ですが、それで終わりとは思っていません。さらなる対策を何もしなければ、将来の予測としては増える交通量がありますが、それに対して、計算上は1を下回るという結果は出ているものの、それだけで満足せず、可能な限り影響を減らす対策、例えば細い道路や旧道には行かないような対策等の働きかけを継続的にすることで、渋滞の回避、低減に努めていきたいと考えています。

【会長】 ほかに、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは次に、資料10のご説明をお願いいたします。

【事業者】

《資料10について説明》



- 【 会 長 】 ただいまのご説明について、何かございますか。
- 【 委 員 】 ただいまの説明会についての報告ですが、評価書案の縦覧と意見の受付については、また別途の説明があるのでしょうか。説明する資料が提出されるのでしょうか。
- 【 事務局 】 こちらについてもおっしゃるとおり、評価者の縦覧を行いました、特に意見等が出されずに、縦覧は終了しました。
- 【 委 員 】 意見がなかったらなかった、ということですが、資料があったほうがよいと思います。
- 【 事務局 】 そのようにさせていただきます。
- 【 会 長 】 今回の点については、従来、「縦覧して意見書なし」ということは、資料として文書化されていたと思いますので、事務局で対処をお願いします。
- 【 事務局 】 分かりました。
- 【 会 長 】 ほかに、いかがでしょうか。
- 【 委 員 】 植物・動物・生態系のところですか。自然破壊の懸念をされているような意見がありましたが、この2つの質疑が同じ方なのか、回答に対して納得されていたのか、懸念されている動植物の具体的な名称はあったのか、という点を教えていただけますか。
- 【 事業者 】 まず、この2つの質問に関しましては、同じ方からいただいているものになります。この回答をさせていただいたときには、納得されていました。  
また、具体的な動植物名というのは特にありませんでした。
- 【 委 員 】 分かりました。このとおりのことですね。
- 【 事業者 】 そのとおりです。
- 【 会 長 】 ほかに、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。  
事業者への質問、意見というのは、以上ということになりますが、これまでのことも含めて、ご質問、全体を通してご質問、あるいはご意見等がございましたら、出していただければと思いますが、いかがでしょうか。
- 【 委 員 】 今回、事業者として出席している方が土地の開発をされるので、供用後に進出される事業者とは異なりますよね。このタイミングで産業団地を、特に輸送関係を含めて産業団地を開発されるということですので、ぜひ環境負荷が非常に低い先端的な産業団地を造っていただけたら、神戸市にとってもすごく価値のあることになると思います。ストレートに言いますと、事業者は、進出事業者を仕様書という形でコントロールする力を、今、持っていらっしゃるの、そこを上手に活かしていただきたいです。廃棄物等でも、再資源化の促進と適正処理という、非常に当たり前のことが書かれていますが、例えば、エコタウンのように団地の中でなるべく処理をして廃棄物として出さない、Z E BとかZ E Fであるような、建物自体のCO<sub>2</sub>が非常に少ないようにしていく等、こんなことができるということを示すような産業団地をぜひ造っていただきたい

と、今までお聞きしていてすごく感じたことですので、最後にお願いしたいと思います。

以上です。ありがとうございました。

【会長】 はい、ほかにいかがでしょうか。では、お願いします。

【委員】 1つ確認させていただきたいのですが、以前出てきた昔のベルトコンベアトンネルというのが、このエリアの下にあるのですよね。

【事業者】 そのとおりです、北側部分に一部かかっています。

【委員】 非常に前の話になるのですが、ベルトコンベアが稼働中に、その上を造成するため山をかなり掘削した際、トンネルにどのような影響が出るかということ、神戸大学から依頼されて検討したことがあります。地中に既に存在するトンネルの周囲で、土が増える、もしくは減ると、やはり多少動きます。そして、その下のトンネルが、今、空洞のまま置かれている状態なのですよね。

【事業者】 そのとおりです。

【委員】 今回の工事でどの程度の土がなくなるのか、イメージは湧きにくいのですが、多少なりとも影響が出る可能性があることから、どこかの段階で一度問題が起こっていないか、トンネルの中を確認されるのがよいかと思いました。

【事業者】 分かりました。

【会長】 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、本事業に関する報告は、以上で終了させていただきたいと思います。

事業者の皆さんには、数回にわたってご説明ありがとうございました。これで、退席いただいて結構でございます。

【事業者】 ありがとうございました。

#### 《事業者 退室》

【会長】 それでは、次に審査会答申書骨子案の審議へ移りたいと思います。ここからの審議を非公開とさせていただきます。

それでは、資料の配付等をお願いいたします。

《（仮称）西神戸ゴルフ場を転活用した産業団地整備事業環境影響評価書案に係る神戸市環境影響評価審査会答申書（骨子案） 配布》

それでは、審査会答申書の骨子案についての審議を行います。事務局から骨子案についての説明をお願いいたします。

【事務局】 （仮称）西神戸ゴルフ場を転活用した産業団地整備事業環境影響評価書案に係る審査会答申骨子案をただいまお手元にお配りし、前のモニターにもお示し

しています。この骨子案につきましては、今年の3月に開催しました第99回の審査会から本日開催しました第202回審査会において、委員の皆様からいただきましたご意見と、過去の類似事業における市町意見及び事務局において追加した意見をまとめたものとして作成しています。骨子案に挙げています項目につきまして、不足等何かご意見がございましたら、ご意見を賜りたく存じます。

それではまず、全般的事項と個別事項、(1)大気質、(2)騒音、振動、(3)水質、(4)地形、地質について読み上げてまいりたいと思います。

《骨子案のうち全般的事項と個別事項、(1)大気質、(2)騒音、振動、(3)水質、(4)地形、地質について読み上げ》

【会長】 今、ご説明いただいたところについて、ご意見等ございますか。いかがでしょうか。

【委員】 全般的事項の①ですが、産業団地整備事業で土地開発のため、進出企業の情報が分からないという特性を持った環境影響評価であることを、一番先に書いたほうがよいと思います。先ほども言ったように、その特性によって予測条件が不確かになり、結果も不確かになっている、ということが大事なので、ここは予測条件という言葉を入れていただいたほうがよいのではないのでしょうか。

また、大気質に関しての記述ミスのようなところや、ほかの先生方からの指摘で、図の見方が分からなかったというようなところがあるので、間違いの修正や不明瞭な点を分かりやすくするという常套句を入れていただいたらよいです。

なお、大気質に関しては、大体入れていただけていますが、この①だけでは具体性に乏しいので、何の物質の予測に対してということが分かるように書いて頂いた方がよいと思います。

【会長】 ほかにいかがでしょうか。

【委員】 これは骨子ということなので、まだ今後修正していくと思いますが、(2)騒音、振動の①をあえて騒音だけに限定しているのは何か意図があるのでしょうか。建設機械に関して、その振動に関する評価などが入っていたと思うのですが、①では騒音だけに限定されているので、振動も何らかの形で含まれるような文章にしたほうがよいと思いました。

②は教育・指導の要請ということですが、騒音や振動を可能な限り低減するために、もう少し何を教育・指導してほしいのかということを具体的な表現にしたほうがよいかと。骨子なので今後検討されると思いますが、以上2点が気になったので発言しました。

- 【事務局】 ありがとうございます。
- 【会長】 これを肉づけして、答申案にしていくところでは配慮したいと思います。  
ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。  
全般的事項の②です。豊かな自然が存在している、だから、自然関係の影響という話は分かりますが、生活環境というのはどこを指すのでしょうか。ささいなことですが、文書化するときに気にしていただければと思います。
- 【環境保全課長】 分かりました。
- 【会長】 それでは、続きをお願いいたします。
- 【事務局】  
《骨子案のうち全般的事項と個別事項、(5)植物、動物、生態系、(6)人と自然と触れ合い活動の場、(7)景観、(8)文化環境、(9)廃棄物等、(10)地球温暖化、(11)その他（地球温暖化）について読み上げ》
- 【会長】 この(7)景観のところですか。高さ 30mがいいということを使ったわけではないため、①と②は合体させていただいたほうがよいと思います。形状や高さ等に配慮して、景観に配慮した建屋、その他というものに努めていただきたいということです。環境形成協定に盛り込む等により、周辺環境との調和を図ってほしいというような文章にさせていただければと思います。  
あと、ほかにいかがでしょうか。
- 【委員】 (5)植物、動物、生態系のところで、大変丁寧に書いていただいていると思います。少し気になったのですが、⑥のホテルへの配慮の部分で、種名が出ていますが、これは既にどこかに出ているものでしょうか。希少種情報なので、ここで初めて出てくるのであれば、ホテル類ぐらいにしておいたほうがいいのかと思いました。もしかしたら、以前の資料でもそうになっていたのかもしれませんが。
- 【会長】 よろしいでしょうか。
- 【委員】 ところどころ「進出事業者に指導すること」ということが出てくるのですが、例えば、(11)地域交通①の「努めること」というのは、供用後の進出事業者にも指導すべきことなのではないでしょうか。最初にこの事業の特徴を言い、今までの議論で、「進出事業はまだ不明ですが、事業者としていろいろ指導してくださいね」という話が出てきましたが、事業者も頑張る一方、(5)の⑥に書いているように、進出事業者に指導することも書いたほうがよいところがありますので、整理していただきたいと思います。進出事業者に対しても、供用後もお願いすべきことや、書いておくべきことがあれば、追加していただいたほうがよいと思いますので、よろしくお願いいたします。
- 【環境保全課長】 はい。
- 【委員】 今の話と関連して、地球温暖化では、要請してくださいとうまく書いてくだ

さっているので、すごく分かりやすくありがたいなと思いました。

以上です。

【会 長】 事業者として努めることと、事業者が進出事業者との関係で、要請、指導とすることということは、確かにもう少し考えたほうがいいですね。

【委 員】 (11)その他(地域交通)の③ですが、渋滞低減方策を検討するというのは、この本事業の中だけで検討してできることではないと思います。事業実施者は神戸市ですから、他の部局にもなりますけども、むしろ、神戸市に周辺を含めて、交通渋滞低減方策を検討するというような、少し広めたことが読めるような表現のほうがいいのではないかと思います。

【会 長】 この③は、工事中と供用後と両方含んでいるのでしょうか

【事務局】 両方含んでいるとして書いています。

【会 長】 それは区別して書くべきではないでしょうか。工事中については、まさに工事関係車両等の集中回避や適正なコントロールの話になりますし。

【事務局】 はい。

【会 長】 事業者の問題ですが、供用後については、事業者として何ができるかというところも少し考えないといけないとは思いますが。

【事務局】 そのとおりです。

【委 員】 先ほどの(1)大気質についてですが、ここは、供用後のことが何も記載されていません。進出事業者が不明なので、ということが全般的事項に書かれていますが、ほかの項目は供用後のことも書かれているので、やはり大気質についても供用後の点について、記載したほうがよいのではないかと思います。

【会 長】 今のお話と、先ほどの話とも重なるところですが、工事中の状況と供用後のというご指摘があったように、不確実性の極めて高い状況という特性を踏まえて、事業者に対してどのような注文をつけるかということですので、各項目について、その点を少し整理して盛り込むということにしましょうか。大気質についても当然必要だと思います。

ほか、いかがでしょうか。

【委 員】 もう一度、その全般的事項の今でいくと②についてです。本日景観の高さの話が話題になりましたが、ここの業種や設備機器の種類を出すというところに、やはり建物の形状、配置というのを入れていただきたいです。建物の形状、配置は大気質にも騒音、振動にもかなり重要なファクターであり、重要度では結構大きいので、入れていただいたほうがいいです。

【会 長】 業種、建物の形状・配置、設備機器の種類、台数の順番ですね。

ほか、いかがでしょうか。骨子案ですから、こういう項目、あるいはこういうところを触れておくべきだということを出していただければ。

全体を通してお気づきのところがあれば。いかがでしょうか。

【委 員】 先ほどの、(5)植物、動物、生態系のところで、事業区域外への移植や代替

措置とありますが、新しいビオトープ的な生息地を創るという話がここに該当すると思えばよろしいでしょうか。これだけを見ると、外へ移植することが前提のように見えますので、生息地の新たな創造ということも入れていただいたほうが良いと思います。今、文章は思いつかないのですが。

【会長】 その点、ちょっと考慮していただく、と。

よろしいでしょうか。それでは、6月29日を目途に追加のご意見やお気づきのこと等、何でも結構ですので、もしありましたら事務局へご連絡いただければと思います。その上で、次回の審査会7月13日、いつも大体午前中ですが、時間が15時からということになっていきますのでご注意ください。さらに、答申の取りまとめの審議ということで、過半数の委員の先生方の出席が不可欠ですので、ぜひ手帳に記載をしてご出席のほどをよろしく願いいたします。

【会長】 今日、ご欠席の委員の先生にも、骨子案についてのご意見等は事務局から伺っておいてください。

大分私我先取りしましたが、事務局から連絡事項等お願いいたします。

【環境保全課長】 長時間にわたってご議論いただきまして、どうもありがとうございます。

今、もう会長からほとんどお話しいただいたのですが、まず、骨子案につきまして、本日、皆様からいただきましたご意見と合わせて、ご欠席の委員を含めて、委員の皆様には後ほどこの文章をメールでもお送りさせていただきます。改めてご確認いただきまして、特に項目等で抜けがないかということを中心に、ご意見等がございましたら事務局までご送付いただきたいと思います。いただいた項目、ご意見を基に、事務局のほうで次回の審査会の答申案を作成してまいりたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

骨子案に対しての意見につきましては、先ほど会長からございましたように6月29日の木曜日までに、事務局にお知らせをいただきたいと思います。

また、次回の審査会につきましては、7月13日木曜日、15時から開催を予定しています。答申の取りまとめ審議のため、過半数の先生方のご出席が必要となっていますので、ご出席のほどをよろしくお願いいたします。

本日使用いたしました資料につきましては、次回の審査会でも使用いたしますので事務局で保管いたします。その場に置いて、お帰りいただいて結構ですのでよろしくお願いいたします。

事務局からの連絡事項は以上です。

【会長】 次回の審査会は答申の取りまとめの審議ということで非公開としてよろしいでしょうか。

『異議なし』

【会 長】 はい、それでは、次回の審査会は非公開とさせていただきます。

【環境保全課長】 今、次回の審査会につきましては、取扱いを非公開ということでご決議いただきましたので、その形で進めさせていただければと思います。

それでは、本日、長時間にわたりましてご議論いただきまして、どうもありがとうございました。

【会 長】 本日は以上です。ありがとうございました。